

申立時に必要となる証拠書類について

1. 認定に係る場所を確保していることを証する書類

次の（１）又は（２）の場合に応じて該当する証拠書類を提出すること。

（１）所有権又は地上権を有している（登記済）場合

発電事業者が、認定に係る場所において所有権又は地上権を有しており、当該権利が登記済である場合、次の証拠書類を提出すること。

●当該土地又は建物に係る登記簿謄本の写し

…報告時点における最新の権利関係が分かるもの。

○共有者関係書類一式

…土地又は建物、若しくはそれぞれに係る権利が共有の場合には、共有者の一覧表及び共有者全員（発電事業者以外の共有者）の当該発電事業の実施に係る同意が確認できる書類。

【●:必ず提出 ○:必要な場合のみ提出】

注意事項

- 登記事項要約書、又は、一般財団法人 民事法務協会がWEB上で行っている登記簿情報提供サービスからのデータの写しは、法的証明力がないため、認められない。
- 登記識別情報通知書、又は、権利書は、共有関係が確認できないため、認められない。
- 上記のほか、公正証書や納税証明書も登記簿謄本を代替することはできない。
- 発電事業者が有する土地又は建物に係る所有権又は地上権が差し押さえられている場合は、認められない。

（２）上記（１）以外の場合

（１）に該当しない場合、次の証拠書類を提出すること。具体的な例としては、所有権又は地上権を有しているものの未登記の場合や、地権者と賃貸借等の契約を締結している場合をいう。

●当該土地又は建物に係る登記簿謄本の写し

…報告時点における最新の権利関係が分かるもの。

●当該土地又は建物に係る所有権又は地上権の取得、若しくは賃貸借権取得等に係る契約書

○共有者関係書類一式

…土地又は建物、若しくはそれぞれに係る権利が共有の場合には、共有者の一覧表及び共有者全員（発電事業者以外の共有者）の当該発電事業の実施に係る同意が確認できる書類。

【●:必ず提出 ○:必要な場合のみ提出】

注意事項

- 登記簿謄本については、上記 1.（１）の注意事項に準じる。
- 契約書については、当該場所の登記簿謄本上の所有権者又は当該場所の処分権を有する者との間の契約（※）であることが必要。但し、処分権を有する者との間の契約については、登記簿謄本に加えて契約相手が登記簿謄本上の所有者から処分権を授与されていることその他当該処分権の根拠を証する書類があわせて必要。
 ※ 当該土地又は建物に係る権利が差し押さえられている場合であって、契約の相手方が当該差押えに対抗できる権利を有していない場合は、認められない。
- 契約書については、当該場所の所有者又はその処分権を有する者が、発電事業者に対し、当該場所を申請に係る発電事業のために排他的に利用させる義務を負っていること（当該者の裁量により発電事業者の当該場所の利用権限が無効とされ、又は撤回若しくは取り消されることがないこと）を確認できる契約であることが必要。
- 当該土地又は建物、若しくはそれぞれに係る権利が共有の場合は、共有者全員（発電事業者が共有者の一部である場合は、発電事業者を除く。）の当該発電事業の実施に係る合意が確認できる書類が必要。この場合、共有者とその持分が分かる一覧表の提出が必要。
- 認定当初に提出された「権利者の証明書」は認められない。

2. 認定に係る設備を確保していることを証する書類

次の（１）又は（２）の場合に応じて該当する証拠書類を提出すること。

（１）他社から調達する場合

発電事業者が、認定に係る設備を他社から調達する場合、次の証拠書類を提出すること。

●当該設備の調達等に係る契約書、又は注文書及び注文請書

…発電事業者と太陽電池モジュールメーカー等との契約が分かるもの。なお、当該設備の調達等に係る契約書とは、売買契約だけでなく、請負、委託等の各種契約も含まれる。

【●:必ず提出 ○:必要な場合のみ提出】

- 注文書及び注文請書は必ず両方提出すること。
- 太陽電池モジュールメーカー等とは、太陽電池モジュールメーカーのほか、システムインテグレーターや販売施工業者など、発電事業者が事業を実施するにあたって太陽電池モジュールを調達する相手方を指す。
- 認定に係る設備の仕様と一致していることを確認するため、メーカー名、種類（「単結晶シリコン」「多結晶シリコン」「薄膜半導体」「化合物半導体」）、変換効率、型式番号、1枚あたりの発電出力、発電所名（又は納品場所）が記載されていること。
- 内示書又は見積書、仮注文書は、設備の確保を証する書類とは認められない。

（２）自社で調達する場合

発電事業者自らがモジュールメーカーであり、当該発電事業に供する設備を自社で調達する場合、次の証拠書類を提出すること。なお、法人格の異なるグループ企業からの調達は、本項には該当せず、（１）の証拠書類が必要。

●発電事業者自らがモジュールメーカーであることを証する書類

…定款などモジュールメーカーであることが客観的に分かるもの。

●自社で製造したモジュールが当該発電事業に用いられることが分かる書類

…社内の製造部門への指示があること、及び指示を受けて生産すること、生産された設備が当該発電事業に用いられることが分かるもの。

【●:必ず提出 ○:必要な場合のみ提出】

3. 再生可能エネルギー電気の供給を開始していることを証する書類

次の書類を提出すること。

- 電力受給契約書、電力受給に関するお知らせ等（発電事業者の名義と発電事業実施場所が確認できるものに限る。）

4. 電力会社への接続契約の申込みの到達から接続契約締結までの期間が180日（又は延長後の期限までの間に270日）を超えた事実を証する電力会社による証明書

次の書類を提出すること。

- 電力会社に接続の本申込みを行い、かつ接続契約締結まで180日（又は延長後の期限までの間に270日）超を要した事実に関する、電力会社が発行する証明書（別紙2）

全体の注意事項

- ① 申立て時点で最新の情報が表示されていること。
- ② 申立て時点の認定情報と一致していること。
- ③ 当該認定に係る全ての書類が過不足なく提出されること。例えば、場所に関する書類は、当該認定に係る場所のうち、全筆分の証拠書類が必要。
- ④ 証拠書類が汎用的でなく、認定を受けた発電に係るものであることが判別できること。例えば、当該認定に係る発電事業が包含されているかが判別できない包括的な契約書類は認められない。
- ⑤ 予約契約の場合には、発電事業者側が予約完結権を行使して当該場所又は設備の利用する権利を確保できることが確実であると認められることが必要。
- ⑥ 一定の条件が充足されて初めて、当該場所又は設備を利用する権利を取得する契約については、当該条件の成就可能性が、契約相手方の裁量的な判断に委ねられていないこと、及び明らかに成就しない条件が付されていないことが必要。
- ⑦ 各種提出資料が他の法令・制度と整合がとれていること。具体的には、農地法に基づく農地転用、森林法に基づく林地開発、都市計画法に基づく開発、自治体が定める景観条例等の許認可手続を発電事業者の責任において適切に行い、これらと整合がとれていること。
- ⑧ 各種契約又は取引に係る証拠書類には、具体的な取引対象（設備の型式番号等の仕様）、取引数量、対価（金額等）、賃借の場合は期間等、契約又は取引に重要な要素が明記されていること。
- ⑨ 各種契約又は取引に係る証拠書類の当事者が、発電事業者自身であること。仮に、当該当事者から契約上の地位を承継している場合には、有効に契約上の地位を承継していることが分かる書類（地位承継に関する契約書、相手方の承諾書を含む。）が必要。
- ⑩ 各種契約又は取引に係る証拠書類の相手方が、当該取引又は契約を交わす権限（本人であること、又は本人から必要な授權を受けていること等）を有していること。